

政策情報～斉藤俊幸の地方創生塾⑦

＜総務省＞

過疎地域等自立活性化推進交付金

—地域再生マネージャー・斉藤俊幸—

教育、福祉、道路などの社会基盤整備等はその多くが地方公共団体によって実施されているが、その重要な責務を果たせるよう国は地方交付税や地方債によって財源を保障している。いわゆる東京などで稼いだカネの地方への配分であり、「地方へのバラマキ」と批判の対象ともなってきた。

◇条件不利地とは何か

地方への公平な配分方法の計算は総務省の担当だ。その中で特筆されるのが、条件不利地域の存在であり、離島、豪雪地帯、山村、半島、特異な土壌など、地形的・気候的な要因の条件不利地が法律によって規定されている。人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備などが他の地域に比べ低い地域もあり、これが過疎地域である。過疎地域は条件不利地として毎年お金をもらい続けると、かえって足腰が弱まり、地域力も衰退する。このため、地域の自立促進を図ることが、過疎地域にとって大きな目標である。

条件不利地の地域振興は法律によって規定されており、その根拠法令は、離島振興法（国土

交通省）、奄美群島振興特別措置法（国土交通省）、豪雪地帯対策特別措置法（国土交通省）、山村振興法（農林水産省）、半島振興法（国土交通省）、過疎地域自立促進特別措置法（総務省）、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（農林水産省）である。

このうち、過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、過疎地域自立促進計画に基づく事業を実施する等により、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等を行うことを目的としている。

総務省はこの法律に基づき、過疎地域に多くの支援措置を行っているが、今回はソフト事業である過疎地域等自立活性化推進交付金について紹介する。この交付金は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により公示された市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域となっている市町村が、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するために取り組むソ

フト事業を支援することにより、過疎地域の活性化を推進することを目的としている。この交付金を充てることができる事業は、以下の通りであり、おおむね1000万円が交付されている。これを使って過疎地域の農林水産業の起業を支援することができる。

①産業振興（スモールビジネス振興）②生活の安心・安全確保対策③集落の維持・活性化対策④移住・交流・若者の定住促進対策⑤地域文化伝承対策

◇植物工場を作る（愛知県東栄町）

愛知県東栄町は人口減少や集落の高齢化が進行しており、5年後には三遠南信自動車道が隣接する静岡県佐久間ICまでの開通が予定され、特産品開発や観光客誘客のための対策検討が急務だ。県民所得が愛知県内最下位という状況を踏まえ、山菜を生かした産業再生を図ろうと住民が立ち上がり、2012年度に山菜王国研究会を創設。過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、廃校となった旧講堂を活用した薪暖房、太陽光発電による山菜の卓上促成栽培施設を整備した。収益向上を図るとともに高齢者にやさしい労働環境形成を目指す植物工場の整備である。サフラン等の卓上栽培により付加価値のある食材の提供を目指している。

[＜表紙・目次へもどる＞](#)